



鳥取県公報

平成 23 年 5 月 13 日 (金)
号外第 6 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（6）（交通企画課）・・・・・・・・・・ 2

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月13日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

鳥取県公安委員会規則第6号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（車両等の運転者の遵守事項）</p> <p>第9条の22 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） <u>傘を差し</u>、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれがある方法で自動二輪車、<u>原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。</u></p> <p>（6）～（8） 略</p> <p>（9） <u>有効な警音器を備えていない自転車を運転しないこと。</u></p> <p>（10） <u>自転車を運転するときは、携帯電話用装置その他の無線通話装置を手で保持して通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自転車の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。）のために使用し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。</u></p>	<p>（車両等の運転者の遵守事項）</p> <p>第9条の22 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） <u>傘をさし</u>、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれがある方法で自動二輪車<u>又は原動機付自転車を運転しないこと。</u></p> <p>（6）～（8） 略</p> <p><u>第10条 自転車の運転者が守らなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>（1） <u>有効な警音器を備えていない自転車を運転しないこと。</u></p> <p>（2） <u>傘をさし、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれがある方法で自転車を運転しないこと。</u></p> <p>2. <u>自転車の運転者は、夜間、自転車側面に反射器材</u></p>

第10条 削除

を備え付けて運転するように努めなければなら
ない。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。